## 湯沢町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号 以下「再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年堀津第183号 以下「運送法」という。)の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、湯沢町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、湯沢町大字神立300番地 湯沢町役場内に置く。

(協議事項)

- 第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。
  - (1) 再生法に関すること。
    - ア 計画の作成及び変更に関すること。
    - イ 計画の実施に関すること。
  - (2) 運送法に関すること。
  - (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
  - (4) その他協議会が必要と認めること。

(委員)

- 第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1)関係する都道府県又は市区町村
  - (2) 関係する交通事業者又は道路管理者等
  - (3) 地方運輸局

- (4) 学識経験者
- (5) 町民又は地域公共交通の利用者
- (6) 関係する公安委員会
- (7) 関係する交通事業者の運転者が組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げない。

(役員)

- 第7条 協議会に、次の役員を置く。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 1名
  - (3) 監査員 2名
- 2 会長は、湯沢町長をもって充てる。
- 3 副会長は、学識経験者をもって充てる。
- 4 監査員は、委員の互選により選任する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において 報告する。

(会議の運営等)

- 第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長と なる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることが できることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することと

する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ 円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行 うものとする。会議に関する情報は、湯沢町のホームページ等を利用して 公表する。

(分科会の設置)

- 第10条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置すること ができる。
- 2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第 11 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、湯沢町企画産 業観光部企画観光課内に事務局を置く。
- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充て る。

(財務)

- 第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終 わるものとする。
- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務 に関し必要な事項は会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

- 第15条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

- 第 16 条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長 が会議に諮り定める、

附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。